

各位

上場会社名 極東開発工業株式会社  
 代表者 取締役社長 高橋 和也  
 (コード番号 7226)  
 問合せ先責任者 管理本部総務部長 栗末 英行  
 (TEL 0798-66-1000)

### 定款の一部変更及び補欠監査役の選任に関するお知らせ

当社は、平成30年5月9日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」及び「補欠監査役1名選任の件」を平成30年6月27日開催予定の第83期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

#### 記

#### 1. 定款の一部変更の件

##### (1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の選任) 第31条 (条文省略) (新 設)  (新 設)	(監査役の選任) 第31条 (現行どおり) ② <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ③ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(監査役の補欠) 第33条 補欠のため就任した監査役の任期は前任者の残任期間とする。	(監査役の補欠) 第33条 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠のため就任した監査役の任期は前任者の残任期間とする。ただし、第31条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年6月27日（水）  
定款変更の効力発生日 同 上

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として1名を選任するものであります。

なお、選任される監査役の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との特別 の利害関係
あさだ のぶひろ 浅田修宏 (昭和45年9月4日生)	平成10年4月 弁護士登録 六甲総合法律事務所 (現 六甲法律事務所) 入所 平成22年4月 兵庫県弁護士会 副会長 平成24年4月 日本弁護士連合会 司法修習委員会 副委員長 兵庫県弁護士会 司法修習委員会 委員長 神戸市固定資産評価審査委員会 委員 平成25年4月 日本司法支援センター兵庫地方事務所 副所長 平成28年7月 兵庫県行政不服審査会 委員 (現任) 平成28年8月 西宮市空家等対策審議会 委員 (現任)	0株	なし
(社外監査役候補者とした理由) 弁護士として企業法務並びに法律に関する幅広い知見と豊富な経験および実績をそれぞれ有しており、客観的立場から当社の経営を監査していただくことを期待して、社外監査役候補者としております。 なお、浅田修宏氏は会社の経営に関与されたことはありませんが、上記により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

(注) 1. 浅田修宏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

2. 当社定款の規定に基づき、浅田修宏氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。尚、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上